

仕様書

1 件名

平成30年度東京教育観光マップ改訂版制作業務委託

2 目的・事業概要

年間を通じて訪都する学校の国内修学旅行、見学ツアー等のさらなる誘致のため、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は「東京教育観光マップ」の改訂を行う。

3 履行期限

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

4 委託内容

(1) 企画・編集・印刷等

ア 企画・編集にあたっては、東京を訪れる学校（小学校、中学校、高等学校等）の目線で東京の魅力をアピールするとともに修学旅行や見学ツアー等に利用できるものとする。

イ 制作にあたっては現行サイズを変えず別紙1「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。別紙2「冊子イメージ」参照。

(2) 制作：表紙デザイン

ア 表紙デザインを変更し2案提案すること。

イ 表紙デザインは写真・イラストも含めて提案することとし、写真やイラストの使用又は購入にかかる経費は全て受託費に含むこと。

(3) 制作：表紙以外

以下の制作・実施についてはTCVBと協議し承認を得ること。

ア デザイン・レイアウト

教育旅行の企画用に東京の魅力を伝えるデザイン・レイアウトを提案する。

イ 掲載施設等の選定

施設（体験プログラム等含む）は既存のものを流用しつつ、新規施設の追加や一部施設の差替えを行い130か所程度掲載するものとする。

(ア) 現行の別紙3「東京教育観光マップ掲載施設等一覧」から取捨選択し、都心部を中心に魅力的と思える施設等を新たに追加して提案すること。

(イ) 先に制作するDiscover Tokyoに掲載する施設と重複するものについては掲載許可、ファクトチェック等は不要。掲載施設一覧は別途提供する。

(ウ) 現在のカテゴリー分けを基本的に生かし、必要に応じて改編の提案をすること。その他、東京教育観光マップの目的に照らして不要と思われる施設等は削除、差替えの提案をすること。

(エ) マップ（地図）は現行版の編集用データを利用して必要な変更を行うこと。

(オ) 4本のモデルコースはテーマを変えず見学先の一部を更新する。

(カ) 索引を作成すること

ウ 台割（構成）・原稿作成

- (ア) 別紙4「台割案」をベースに各ページ3件掲載の原稿を作成する。
- (イ) 施設等紹介原稿の長さは現行版程度とする。
- (ウ) 既存の施設については現行のテキスト内容を活用することができる。
但し、活用する場合には、掲載内容（施設名称・営業時間・URL等）について当該施設等のファクトチェックを行うこと。
- (エ) 全体を通じて、大文字・小文字等の表記も含めて、用語（特に固有名詞）の統一を確実にこなうこと。
- (オ) 内容の変更に応じて、目次の変更をすること。
- (カ) その他、必要な変更を行うこと。

エ 掲載許可及び掲載写真データの取得と掲載内容の確認

- (ア) 全ての掲載予定施設等への掲載許可の取得依頼（許可申請連絡先の入手、依頼文・情報提供フォーム等の作成を含む）を行うこと。なお、掲載許可についてはWEB掲載も前提として許可を取ること。
- (イ) URLについては、リンク先の確認を行うこと。又、より適切と思われるURLがあれば修正を行うこと。
- (ウ) 掲載写真については、TCVBから提供可能な写真データを使用する場合を除き、全て受託者が施設等から掲載許可及びデータの取得をすること。写真データの購入が必要な場合は、入手にかかる経費は全て委託費に含むこととする。
- (エ) 委託業務完了時に、掲載許可申請連絡先の一覧をTCVBに提出するため掲載許可取得時に、許可申請連絡先をTCVBに提出することの可否を必ず確認すること。

オ 校正

- (ア) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、マップ等の事実関係については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- (イ) TCVBへの校正原稿提出は2回（うち色校正1回）以上とする。

(5) 成果物

以下の成果物を納品すること。

- (ア) 現物パンフレット 1, 500部
100部ごとに包装紙で梱包し冊子の名称、部数が明確に分かるようにシールを貼り、適切に梱包のうえ納品すること。
- (イ) 制作パンフレットデータ
最終入稿データを以下の仕様でCD-ROM又はDVDで2部納品すること。
 - A) 業務印刷向けトンボ付きpdfデータ
 - B) 一般印刷向け仕上りpdfデータ（トンボなし）
 - C) 編集可能なデータ（Adobe InDesign、Adobe Illustrator等）
- (ウ) 掲載許可申請先一覧（Microsoft Excel 2003以上）

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては完了後一括払いとする。

6 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）については、TCVB が指定する PR ツールには同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、TCVB が使用にあたって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- (4) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記(1)～(5)の規定は、6により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。

以上